

スプレー缶やカセットボンベ

# 必ず使い切ってから指定ごみ袋へ

スプレー缶、カセットボンベ、シンナーなどの容器は、その排出方法によっては、収集のときやりサイクルプラザで処理するとき、爆発事故や火災などの発生原因となります。

また、機械が破損した場合などは、その修繕に多額の費用と日数を要し、その間のごみ処理にも大きな影響を及ぼします。

シンナーなどの容器は、中身を空にし、栓を開けたままか、上ぶたを取って、金物・陶磁器類(黄色の指定袋)の収集日にいつもの集積所に出してください。

なお、ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)や消火器は、市では処理できませんので購入した販売店や専門の業者に処理をお願いします。

分別名	対象となるもの
燃やせるごみ(青袋)	料理くず、紙くず、木くず、葉、草、貝殻、卵の殻、紙おむつ、衣類(天然繊維のもの)、食用油(固めるか紙・布に染み込ませて)
ビニール・プラスチック類(白袋)	ビニール類、プラスチック類、ゴム類、ラップ類、革製品、発泡スチロール、合成皮革、石油製品、お菓子の袋、長靴、運動靴、スーパーなどの買い物袋
ビン・カン・ガラス(赤袋)	アルミ缶、スチール缶、洋酒びん、ジュースびん、ビールびん、一升びん、ガラス製品、板ガラス、ジャムなどのビン
金物・陶磁器類(黄袋)	スプレー缶(使い切り穴をあけて)、アイロン・トースターなどの小型家電、なべ、フライパン、やかん、茶わん、皿、アルミホイール、そのほか(ほかの分別にあてはまらないもの)

## 面倒でも必ず行って

スプレー缶(カセット用コンロ・殺虫剤・ヘアスプレー)

必ず使い切り、火気のない風通しの良い場所で穴を開けてから、「金物・陶磁器類」のごみ袋へ



ガソリン・灯油・シンナーなどの容器

必ず中身を空にし、栓を開けたままか、上ぶたを取って材質により分別して、それぞれのごみ袋へ



使い捨てライター

必ず使い切ったあ壊れ部分と、着火部分と、プラスチックと金物に分別してそれぞれのごみ袋へ

この部分が金属



危険物を出す場合は、面倒でも必ず左図のことに注意してください。

粗大ゴミは、指定袋に入らない大きなものです。使用可能な木製家具や自転車は、リサイクルプラザ(☎361000)に連絡をお願いします。それ以外の粗大ゴミは、いすみ清掃工場(☎361689)に申し込みをしてください。

くわしくはクリーン推進課 ☎201530へ。

### 家庭用焼却炉の回収

回収を希望する人は、クリーン推進課に

一般家庭にある家庭用焼却炉は、法により使用することができません。

このため、処分を希望する人は、市が回収しますので、焼却炉の中を掃除し、持ち運べる状態にしてから、クリーン推進課に申し込みをしてください。

くわしくはクリーン推進課 ☎201530へ。

### アイドリング・ストップ

自動車を停車したらエンジンを停止

千葉環境保全条例により、自動車を駐車したときには、速やかにエンジンを停止することが義務付けられています。また、20台以上駐車できる駐車場の設置者や管理者は、看板の掲示などにより、アイドリング・ストップの周知をしなければなりません。

不要なアイドリングは燃料を余分に消費し、地球温暖化や大気汚染の原因になるとともに、近隣への騒音にもなります。



くわしくは千葉県大気保全課 ☎043-22333810へ。

# 還付申告書を自分で作成できます

成田税務署では、所得税還付申告書の「自書申告説明会」を行います。

これは、次の申告書を自分で作成するための説明会で、当日会場にて提出することもできます。

なお、個別での申告相談は行いません。

給与所得のみの人の住宅借入金等特別控除または医療費控除による還付申告書

公的年金所得のみ、または公的年金と給与所得のみの人の還付申告書



ていねいに指導します

日時		会場	対象者
2月9日 (木)	午前9時30分 ～正午	市役所6階 大会議室	年金のみまたは給与と年金が両方あり、住宅借入金等特別控除以外の理由で還付申告をする人
	午後1時～ 3時30分		給与と所得者で医療費控除の申告をする人(年末調整済み)
2月10日 (金)	午前9時30分 ～正午		年金のみまたは給与と年金が両方あり、住宅借入金等特別控除以外の理由で還付申告をする人
	午後1時～ 3時30分		給与と所得者で住宅借入金等特別控除の申告をする人(年末調整済み)

自書申告説明会の日程は左表のとおりです。中途入場はできませんので、開始時刻までに必ず受け付けをしてください。また、受け付けの混雑状況によっては早めに締め切る場合があります。

平成17年分の申告からは、公的年金等控除の改正、老年者控除の廃止に伴い、確定申告が必要となる場合がありますので、この機会をご利用ください。

## 会場に持参するもの

参加者全員が持参するもの

筆記用具 電卓 印鑑 還付金の振込先の分かるもの 社会保険料控除や生命保険料控除などがある人はその証明書

## 給与所得のみの人は

医療費控除を受ける人：平成17年分源泉徴収票の原本(コピーは不可)、医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額が分かる書類

住宅借入金等特別控除を受ける人：平成17年分源泉徴収票の原本(コピーは不可)、住民票(本人のもの)、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書、登記事項証明書、売買契約書または請負契約書の写し(土地などの取得がある場合には、土地の登記事項証明書と売買契約書の

写しも必要)など

公的年金のみの人は

平成17年分の公的年金などの源泉徴収票の原本(コピーは不可)

公的年金と給与と所得の両方ある人

平成17年分の公的年金と給与の源泉徴収票の原本(それぞれコピーは不可)

市・県民税の申告やそのほかの所得税の確定申告については「広報なりた」2月1日号をご覧ください。くわしくは成田税務課 ☎28-5151 または市税務課 ☎20-1513へ。

## 申告書作成・相談会場

1月17日(火)から3月31日(金)の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談会場は、「成田ニュータウンセンタービル4階」になります。この期間は、成田税務署では作成・相談会場は設けておりませんので、ご注意ください。くわしくは成田税務署 ☎28-5151へ。

## 国民健康保険税・介護保険料 申告用証明書を

1月下旬に郵送します

平成17年中に支払った国民健康保険税、介護保険料(普通徴収分)の払込証明書は、1月下旬に送付します。還付申告などで、それ以前に証明書が必要な人は、次の窓口で申請してください。

国民健康保険税払込証明書<sup>1</sup> 税務課(市役所2階)  
介護保険料払込証明書<sup>2</sup> 介護保険課(市役所1階)

くわしくは税務課 ☎20-1513 または介護保険課 ☎20-1545へ。

## 国民年金保険料控除証明書 証明書の添付が義務付けられました

税制改正により、平成17年分の申告から国民年金保険料控除証明書の添付が義務付けられました。この証明書は発送済みですが、不着、紛失などの場合は社会保険庁へお問い合わせください。

くわしくは社会保険庁ナビダイヤル ☎0570-009911 または千葉社会保険事務局佐原事務所 ☎0478-551661へ。

タウン・ミーティング

# 市長と市民とのつなぐ

タウン・ミーティングは、より多くの市民の声を市政に反映した「市民参加のまちづくり」を推進することを目的に、市長が直接市民の皆さんから市政に関する意見や提案などを聴き、また語り合つ場として開催されるものです。参加を希望する人は直接会場へお越しください。



あなたの意見を直接市長に

日時：1月27日(金)午前10時～正午  
会場：市役所1階ロビー

- ・新生成田のスタート
- ・各種事業への取り組み

くわしくは市民支援課市民相談室(☎201507)へ。

## 裁判所の特定調停

### 返済に関する悩みを裁判所に相談してみても

「金銭の借入れや物品の購入などが増えたり、住宅ローンを抱えているのに収入が減ったりして、約束どおりに支払っていくことができない。しかし、可能な限り返済は続けたい」とこんな返済に関する悩みを解決する方法として、裁判所の「特定調停」があります。

特徴としては、自分でできる費用が安い、早く解決できるといった点があげられます。特に裁判所に納める費用については、債権者1責社)について2,000円程度と、そのほかの手続きに比べて安くなっています。

また、調停期間についても大体の事件は2カ月程度で終了しています。申し立て手続きの詳細については、最寄りの裁判所にお問い合わせください。

くわしくは佐倉簡易裁判所(☎043-484-1215)へ。

## 迷惑駐車

### 運転者のモラルにかかっています

最近、駅周辺だけでなく、住宅街などにも迷惑駐車が横行し、取り締まりを強化して欲しいとの苦情や要請が後を絶ちません。

迷惑駐車は、緊急車両の通行を妨げるなど市民生活に重大な影響を及ぼします。

市では、街頭啓発などを通じ運



転者の意識改革を訴えています。また、警察署に取り締まりを要請し、実施してもらっています。

迷惑駐車は最終的に運転者一人ひとりのモラルや良心に頼らざるを得ません。迷惑駐車をする人は、近くの居住者や関係者が多いと思われるので、周囲の人で話し合ってみてください。

くわしくは交通防犯課(☎201527)へ。

## 冬季の水道

### 水道管の凍結には十分気をつけて

寒くなると水道管が凍って水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。

凍結を防ぐには布・フェルトなどの保温材で保護するのが一番です。特に屋外に露出している水道



管には次のような注意が必要です。

凍結したら  
水道管に直接熱湯をかけないでタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりにかけてください。

破裂したら  
メーターボックス内のバルブを回して水を止め、指定給水装置工事業者に連絡して修繕(有料)してください。

くわしくは水道部(☎220269)へ。なお、ニュータウン地区の水道の修繕は、泉水道同成田支所(☎272232)へ連絡を。

## 今月の納税

- 市・県民税(第4期分)
- 国民健康保険税(第7期分)
- 介護保険料(第7期分)

○納期はいずれも1月16日(月)～31日(火)です。

くわしくは 税務課(☎20-1513)、  
保険年金課(☎20-1526)、介護保険課(☎20-1545)へ。

心の健康、応援します

# 困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っ  
ていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に  
応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この  
機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいはいかがですか。



## 相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問 い 合 せ 先
市民相談(行政に関すること)	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる 場合はお問い合わせく ださい。
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談(予約制・市内在住の人) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	1月24日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	1月17日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	1月17日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談(英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	1月26日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	1月21日(土)	13:00～16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
パートタイマー職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
商工業者法律相談(予約制)	2月1日(水)	10:00～12:00	商工会館2階相談室	商工会議所☎22-2101
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	2月7日(火)	10:00～15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	1月19日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	1月23日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	2月7日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	成田市教育センター	教育センター☎20-2922
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	成田市ふれあいるーむ21	教育相談室☎20-1414